

保険業法改正に伴う

# 「少額短期保険業」の新設について

## 1. 背景

共済事業（1）については、自発的な相互扶助を基礎として、共同して社会生活を営むものが将来の危険に備えて共同して生活の安定を図ろうとするものであり、これまで保険業法による規制は不要とされてきました。しかし、近年、根拠法のない共済（いわゆる無認可共済）の規模や形態の多様化が進み、不特定のを相手方とする従来の保険業との区別が容易でなくなってきました。また、根拠法のない共済のなかには、不適切な販売を行っているもの、財務基盤が脆弱なものなど、契約者保護の観点から問題があるとの指摘がありました。

こうしたことから、平成18年4月1日より根拠法のない共済を保険業法の対象とする改正保険業法（以下、改正法）が施行され、「少額短期保険業」が新設されました。

（※1）  
特定の者を対象として保険の引き受けを行う事業（例・ベトナム共済、生命共済など）。

## 2. 少額短期保険業の概要

「少額短期保険業」とは、左記のとおり一定の事業規模の範囲内で、少額・短期の保険のみ引受を行う事業者をいいます。当該事業者は、保険契約者保護の観点から沖縄総合事務局で登録を受ける必要があるほか、事業開始にあたり一定額の供託や情報開示義務、保険募集や資産運用などにおいて規制がかかります。

## 3. 少額短期保険業（特定保険業）の登録等手続き

(1) 平成18年4月1日に現に共済事業を行っており、引き続き保険の引受け事業を行う方  
改正法において経過措置の適用がありますので、平成18年9月末までに沖縄総合事務局へ特定保険業者の届出を行い、平成20年3月末までに、

少額短期保険業の登録申請、  
保険会社の免許申請、  
廃業

のいずれかを選択する必要があります。

(2) 平成18年4月1日以降、新規に少額短期保険業を行う方  
平成18年4月1日以降に新規で少額短期保険業をはじめようとする方は、沖縄総合事務局へ少額短期保険業の登録申請を行い、登録を受ける必要があります。

### 最低資本金等

- ・ 資本金 / 1000万円  
（経過措置の適用がある場合、500万円）
- ・ 年間収受保険料 / 50億円以下

### 保険期間、金額の上限

- ・ 保険期間 / 損害保険2年、生命保険1年
  - ・ 保険金額 / 総額で1000万円以下
 

|                |          |
|----------------|----------|
| 疾病による重度障害・死亡   | 300万円    |
| 疾病・傷害による入院給付金等 | 80万円     |
| 傷害による重度障害・死亡   | 600万円    |
| 損害保険           | 1000万円 等 |
- （事故発生率の低い賠償保険は別枠で1000万円）

## 相談窓口

少額短期保険業についてのお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

内閣府沖縄総合事務局 財務部 金融監督課 保険担当  
那覇市前島2丁目21番7号

電話 098-862-1944



## 平成18年4月1日改正保険業法施行後の届出手続き関係

(平成18年3月31日以前から特定の者のみを相手方とする共催を営む事業者の場合)

